

秘密保全法 解説

第5回 公表になった特定秘密の保護に関する法律案

秘密保全法案対策本部 事務局長 堀井 準 (38 期)

法律案の概要

内閣官房は本年9月3日に「特定秘密の保護に関する法律」案の概要を公表し、続けて法案そのものを公表した。

秘密の対象は、第1号から第4号に分類され、さらに各号で10項目ないし4項目を挙げている。この秘密の指定を行政機関の長が指定する。第1号は、自衛隊法別表第4に相当するもので、自衛隊に関連する事項すべてをカバーしている。第2号は外交に関する事項、第3号は外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項、第4号はテロ活動防止に関する事項となっている。原発の情報やTPPに関する情報は直接には除外されている。

注目点

今回の法律案で特に注目されるのは、国会、国会議員と特別秘密の関係である。国会法104条により議院は内閣、官公署等に報告、記録の提出を求めることができ、内閣がこれを拒むときは国民代表制、議院内閣制を損なわないように手当てされていたものが、特別秘密に該当してしまうと原則と例外が逆転し、法案10条による厳格な要件の下でしか提供しえないこととなっている。この10条の要件は、9条に規定されている、外国政府・国際機関に対する特別秘密の提供よりも遥かに厳しいものとなっている。さらに提供を受けた議員にも特別秘密漏えいの重い

処罰が科せられるのである。この制度は国民の代表であり、国権の最高機関である国会の地位、機能を損なうものと言わざるを得ない。

また法案では警察庁の権限を特に強化していることが目立っている。

問題点

今回の法律案は、従前からの批判の通り、秘密の対象が限定されにくく広範囲かつ政府にとって都合の悪いものまで特定秘密とされやすいうえに是正の手段がないこと、そもそも法案の必要性・立法事実について説得力のある議論がなされていないこと、適性評価制度がプライバシーを侵害し目的外使用の危険が大きいこと、侵害取得行為の処罰化について処罰対象行為が無限定かつ広範囲であり、重罰化と相まって国民の知る権利を損ない、取材の自由に対する著しい制限になること等、到底是認できない内容である。

概要が発表された段階で、パブリックコメントの受付が行われたが、9月17日にわずか2週間で終了となった。短期間にもかかわらずパブリックコメントが約9万件寄せられ、実に77%が反対であった。ところが、現実の法案には、このパブリックコメントの結果が何も反映されていない。このような態度自体が、国民無視、国民に情報を隠そうとする意図と受け止めざるを得ない。